

与論町

持続可能な観光地づくり財源に関する提言書

与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会

令和7年5月18日

令和7年5月18日

与論町長 田畑 克夫 殿

与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会

委員長	梅川	智也
委員	川畑	充男
委員	陳内	裕樹
委員	有村	晃治
委員	本園	秀幸
委員	村上	由季
委員	川畑	将一朗
委員	吉田	勉
委員	柳田	真希
委員	山下	哲博

与論町の持続可能な観光地づくり財源に関する提言

当委員会は、与論町の持続可能な観光地づくりを推進するための新たな安定財源（以下、「観光目的税」という。）の導入施行に関する意見交換を通じ、次の事項に関する意見を取りまとめるため、与論町長により選任された者で構成し、令和6年10月6日に第1回会合を開催し、検討作業を開始した。

- 1 観光目的税に係る制度詳細と使途事業
- 2 前項について、留意事項や提言すべき事項及びその留意事項等

当委員会は、令和6年10月から令和7年5月にかけて、検討会を4回開催し、与論町が導入施行する新たな観光目的税に関し、与論町を取りまく現状や環境の変化、今後目指すべき方向性等を踏まえ、観光目的税の導入の必要性、目的、制度設計、税収の管理運用方法、使途の考え方等について、検討を重ねてきたところである。

今般、与論町長が意見を求めている事項について、当委員会の意見を取りまとめたので、次のとおり報告する。

1 観光目的税に係る検討経過・制度詳細・使途事業

（１）導入目的

与論町が「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地として発展していくことを目的として、島の自然や文化、人々の暮らしを守り、安全・安心で快適な観光の実現、観光による弊害の未然防止等、観光振興により町民、観光客、観光事業者の全てが満足度を享受できる持続可能な観光地を実現するために要する経費に充てることを目的とする。

（２）導入の必要性

与論町は1970年代に年間約15万人の来訪者が訪れる観光ブームを迎え、その後の海外旅行ブームなどにより5万人まで落ち込んだが、コロナ過前には約7万人まで回復を見せていた。コロナ過を経て直近の2025年には6万7千人とコロナ過前の水準まで回復しており、今後はさらなる観光客の増加が見込まれている。まぎれもなく与論町を支える基幹産業のひとつである。一方で課題も多い。前述の観光ブームの際に建設された観光施設の老朽化や従事者の高齢化が顕著でありその対策は急務である。また、今後とも先人の努力によって現代に繋がれてきた与論島ならではの自然や文化、穏やかな暮らしを守りつつ、観光客にも愛される持続可能な観光地を実現するためにも、観光地としての利便性や快適性、魅力度の向上、新たな観光ニーズへの対応の他、今後見込まれる観光ニーズの増加に

対し、島の自然景観や文化、住民の暮らしへのインパクトを軽減するため、乱開発の防止やオーバーツーリズム対策なども重要となってくる。

このような状況を踏まえ、与論町及び一般社団法人ヨロン島観光協会においては、「住んでよし」「訪れてよし」持続可能な観光地づくりを推進することを目的とし、2021 年度に「第 6 次与論町総合振興計画」（与論町策定）及び「与論町観光振興計画（ヨロン島観光協会策定）」を策定し、ヨロン島観光協会をその推進主体として位置付けて、推進体制の強化と併せて計画に掲げられた施策の推進に取り組んでいるとことである。

その一方で、与論町の観光財源は特定財源への依存度が高い。また、当該計画を実現するためにかかる財政需要額に対し、現状の観光関係予算は十分であるとはいいがたい状況である。以上のことを踏まえ、与論町における持続可能な観光地づくりを推進するためには、既存の財源以外の安定的な観光財源を確保することが必要である。

（３）観光目的税の種類

観光目的税の導入に際しては、全国の自治体等で導入されている観光目的税及び類似する税等を参考にしながら与論町に適した観光目的税について幅広く検討を行った。

ただし、強制力を伴わない任意の協力金等については、全国的な事例を踏まえると極めて徴収率が低く、財源の安定性に欠けるため、一定の強制力を持って安定的に徴収でき、かつ観光振興を対象とした安定財源として活用できるよう「法定外目的税」として導入することを前提に議論を進めた。

検討会において検討した観光目的税または類似する税の種類と検討結果については以下に示すとおりである。

① 宿泊税

宿泊税については、観光目的税の中でも最も多くの自治体で導入されている法定外税であることから、比較的導入のハードルが低いことや住民への負担がなく純粋な来訪者に対して課税できることがメリットとしてあげられた。近年は全国各地の自治体において導入の検討が始まっている他、都道府県での導入も進んでいることから、検討会においてはできるだけ早く導入すべきとの意見が多くみられた。一方で、特別徴収義務者となる宿泊事業者の業務負担を懸念する意見が多く出され、徴収業務やシステム改修等の負担に対する宿泊事業者への支援や導入への理解を丁寧を得ることが必要との意見が出された。

② 入島税

入島税については、一島一町の外界離島である本町の特性を踏まえ、他の島嶼自治体での事例を参考に、島に入る航空便やフェリーで入島する際に徴収する方法が検討された。手法のひとつとしては、就航する航空会社や港運会社の運賃に上乗せして徴収する

方法が検討された。既に導入されている沖縄県の離島においては、フェリー料金に上乗せして徴収しているが、入島手段がほぼ村営フェリーに限られていることが特徴である。しかしながら、本町においては民間の航空会社3社、同じく民間のフェリー会社の2社が就航していることから、すべての企業の理解を得る必要があり、今回の検討会における日本航空株式会社からの意見徴収や広島県廿日市市の宮島訪問税などの他地域の事例を踏まえると、いずれもシステム改修には莫大な費用がかかることが想定された。加えて町民も課税対象となってしまうことに対する反対意見も多かった。もう一つの案として、運賃に上乗せせずに入島の際に空港や港で直接徴収する方法も提案されたが、現状では徴収のための人手やコストがかかり現実的ではないとの結論に至った。

③ 入域税

入域税については、本町のメイン観光スポットである百合が浜への入域に対して課税する方法が検討されたが、特別徴収義務者となる渡船事業者の理解が得られるか、また渡船業者の利用は百合が浜への上陸する以外にも上陸せずにクルージングだけの利用形態もあることから課税対象の把握が困難であること、課税することにより渡船業者を利用しない観光客が増え海難事故などにつながる可能性が高いなどの理由があり、導入するには多くの課題を解決する必要がある、優先的に導入するには適さないとの結論に至った。

④ 別荘所有税

別荘所有税については、静岡県熱海市で導入されている事例を参考にし、検討を行った。固定資産税と同じ枠組みのため把握がしやすく安定収入になることや、別荘所有者も住民と同様にインフラ等を利用しており、一定の負担をしていただくことも必要ではないかとの意見も出された。一方で、本町では本町出身で島外に在住の方が所有している空家が多数存在しており、そのような空家にも課税することになる可能性があり、島外所有者等の理解を得るのには時間を要することなどが課題として挙げられたことから、今後他の事例等も検証しながら検討することとなった。

以上のことを踏まえ、当検討委員会においては、「宿泊税」導入について優先的に検討を進めることと決定し、その他の税についてはその後に改めて検討していくこととなった。

(4) 宿泊税の制度設計

① 納税義務者 与論町内のホテル等の宿泊者

② 宿泊税の課税客体

ア 旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く。）

イ 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして行う住宅宿泊事業に係る住宅等における宿泊

③ 徴収方法 ホテル等の事業経営者による特別徴収

④ 課税標準

ア 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金

イ 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金

ウ 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金

⑤ 税率 宿泊素泊まり料金に対する定率5%

ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑥ 免税点 設けない

⑦ 課税免除 設けない

ただし、町長は、天災その他特別の理由により必要と認める者その他特別の事情がある者に対し、規則で定めるところにより宿泊税を軽減、又は免除することができる。

⑧ 罰則 設ける

⑨ 課税の見直し 条例施行後3年、その後は5年ごとを目途に制度を見直すこと

⑩ 特別徴収義務者支援

ア 特別徴収義務者に対し、納期内納入額の3%の特別徴収交付金を設けること

イ 宿泊税徴収に伴うシステム整備やその他徴収にかかる費用の支援を検討すること

ウ 税徴収や宿泊管理等に関するDX化と宿泊事業者のデジタルリテラシー向上の支援を行うこと。

⑪ 使途事業 観光目的税導入の趣旨に鑑み、次に示す使途項目に基づき、優先度を十分に検討の上、必要と判断した事業に充当すること

ア 魅力ある観光地を支える観光資源の保全・利活用体制の充実に資すること

イ 観光地としての快適性・利便性・満足度の向上による魅力の充実に資すること

ウ 未来につなぐ持続可能な観光地の基盤整備や意識醸成に資すること

エ 持続可能な観光地経営のための体制の充実に資すること

オ 宿泊税の徴収や理解促進、特別徴収義務者の負担軽減に資すること

(5) 宿泊税の制度設計における検討委員会の考え方

① 課税客体・納税義務者・徴収義務者等については、他の宿泊税導入自治体と同様にした。

② 税率については、定額制及び定率制についてメリットやデメリット、想定される課題等を抽出して検討を行った。その結果、以下の理由等により「定率制」とした。

ア 宿泊単価が向上すれば税収増が期待され、質の向上を目指す本町の観光振興方針とも合致すること

- イ 近年は一棟貸しタイプの宿泊施設が増加してきていること
- ウ 宿泊料金に応じた税額となるため公平性が高いこと
- エ 同じ旅行圏域である沖縄県が定率制の導入をめざしていること
- オ 海外では定率制を導入している事例が多く、経済同友会の報告書においても定率制3～5%の導入が政府に提言されていること
- カ 宿泊事業者向けの説明会や意見交換会でも定率制を支持する意見が多くあったこと

③ 税額については、以下の理由等により素泊まり料金に対する「5%」とした。

- ア 宿泊税を活用して実施する施策に必要な財政需要額であること
- イ 来訪者へのアンケート調査の結果を踏まえ、納税者の過度な負担とはならない税額であること
- ウ 海外の事例や国内で見直しを予定している京都市の税額と比較しても著しく過度な税額とはいえないこと

④ 免税点及び課税免除については、設けることにより、特別徴収義務者の負担となることが想定されることから、いずれも設けないこととした。ただし、他の自治体において課税免除されている事例が多い修学旅行等については、観光施策上、重要なターゲットであることから、徴収した財源を活用した負担軽減施策を実施することが望ましいとの結論に至った。

⑤ 課税期間の見直しについては、検討委員会でも時代のニーズに合わせて柔軟に見直しを行ってほしい旨の意見等があった。他の導入自治体の事例を参考に原則5年ごとの見直しとするが、導入当初は想定されていない情勢等の変化も予想されることから3年をめぐに見直しを行い、その後は5年ごとの見直しとすることが望ましい。

⑥ 特別徴収義務者となる宿泊事業者については、宿泊税徴収・納税に伴う事務負担が生じることから、納税額に応じた特別徴収交付金を設ける。額については、導入自治体において一般的に用いられている2.5%に加え、導入当初に加算される0.5%について経常的に加算した3.0%とすることが望ましいとの意見となった。その他、導入時に必要なシステム改修費用やその他の経費等についての支援を検討することとした。

2 留意事項及び提言事項

当委員会の議論では様々な意見があったが、前項で示した制度詳細等のほか、今後の与論町における法定外目的税制度の導入施行に係る検討の際並びに制度導入後に留意することが必要な事項について、付記する。

- (1) 納税者である宿泊者の理解を得られるよう導入目的や使い道などの説明や広報を行い、「見える化」に努めること。
- (2) 宿泊税の特別徴収義務者の理解を得られるよう丁寧な説明や意見徴収を行うとと

もに、負担軽減のための措置や支援を講じること。

- (3) 財源の活用方法については、観光等の行政以外の関係者を含めた検討委員会を設置し、適切に活用されているか定期的に検証する体制を構築すること。
- (4) 新たな財源は、既存事業の財源に充当されることがないように、既存事業の拡充や新規事業の財源に充てられるよう努めること。
- (5) 制度設計や使途事業については、定期的に見直しを行うこと。特に導入直後は当初の想定と異なる事態が生じることも想定されることから3年で見直しを検討すること。
- (6) 他の導入自治体で課税免除となっている対象については、税を活用した事業などによる支援を検討すること。

最後に、今回提出する提言書は、与論町長の依頼の趣旨を踏まえ、当委員会に与えられた任務を全うすべく、各委員が精力的に議論を重ね、意見交換を行った上で取りまとめられたものである。

当委員会としては、この意見が観光目的税制度の導入施行に関する与論町意思決定において重要な役割と意義を持つことを期待するとともに、留意事項等を含めた意見に与論町が適切に対応することを要請する。